

こども家庭センターの設置について

子育て支援課

1 趣旨

児童福祉法の改正により、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」を令和6年4月に設置するものです。

(設置根拠:児童福祉法第10条の2)

2 こども家庭センターの役割

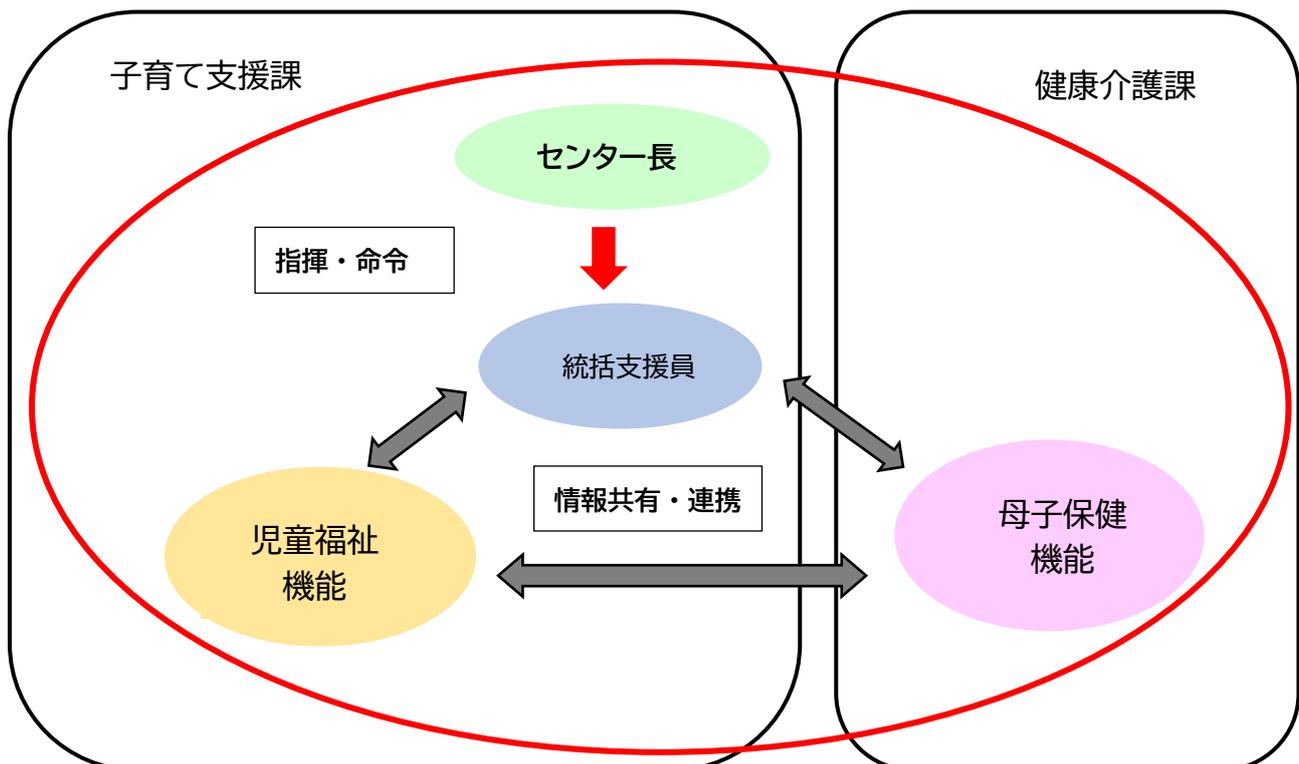
⇒母子保健・児童福祉両部門の連携・協働を深め、保健指導や子育て相談等を強化し、個々の家庭に応じた切れ目ない支援と対応を実施

3 業務内容

- 児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談
- 把握・情報提供、必要な調査・指導等
- 支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成
- 保健指導、健康診査等

4 実施体制案

子育て支援課内にこども家庭センターを設置予定（センター長は子育て支援課長）
常勤職員、会計年度任用職員を配置する予定



こども家庭センターのイメージ

